防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項及び第七項中「指定していた官署」の下に「（防衛大臣が定めるものを除く。）」を加える。

別表第五国際緊急援助等手当の項中「負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十」の下に「（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第五の規定は、平成二十二年八月二十日から適用する。

防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　直人

最高裁規則

○最高裁判所規則第七号

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十月一日

最高裁判所

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則の一部を改正する規則

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「次に掲げる」を「指定簡易裁判所以外の」に改め、同項各号を削る。

附　則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

府　令

○内閣府令第四十六号

人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

内閣総理大臣　菅　直人

人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「法第八十一条の五第一項の規定により採用された」を「法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める」に改め、「（人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下「人規一五―一五」という。）第二条の日々雇い入れられる非常勤職員については、七月一日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日における在職状況とする。）」を削る。

別記様式第五の備考第一項中「人規一五―一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員」を「人事院規則八―一二（職員の任免）第四条第十三号の期間業務職員」に改め、同第二項中「人規一五―一五第二条のその他」を「期間業務職員以外」に改め、同第三項を削り、同第四項を同第三項とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○法務省令第三十四号

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第五条第五項及び第十七条の規定に基づき、司法試験法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

法務大臣　柳田　稔

司法試験法施行規則の一部を改正する省令

司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　法第五条第五項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、短答式による筆記試験の商法及び論文式による筆記試験の商法について、商法第三編海商に関する部分を除いた部分とする。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とする。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、受験願書にその者の写真を添付し、司法試験委員会が定める出願期間内に、司法試験委員会に提出しなければならない。

第四条中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第五条第二項中「司法試験の受験者」を「司法試験又は予備試験の受験者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　予備試験の受験者は、予備試験の実施に関し、司法試験委員会の指示に従わなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第二条　法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）第三条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第一項」を「同条第三項」に改める。

○財務省令第五十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の一部の施行に伴い、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程及び歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

財務大臣　野田　佳彦

支出官事務規程及び歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第八号中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第二条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

別紙第四号の二書式及び第四号の二の二書式中「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第28条」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第百九号

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百二十七条の二第一項第一号に次のように加える。

ハ　企業年金監査官二人

第七百二十七条の二第一項第二号に次のように加える。

ハ　企業年金監査官四人

第七百二十七条の二第二項中「及び社会保険監査指導官及び企業年金監査官」を「並びに社会保険監査指導官及び企業年金監査官」に、同条第三項中「各号」を「第一号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4　企業年金監査官は、命を受けて、第七百十七条第二号に掲げる事務を行う。